

面積の算定	
項目	屋外避難階段の開放性と床面積の算入・不算入について
条文	建築基準法施行令第2条第1項、第123条第2項
<p>1 令第123条第2項に規定する屋外避難階段は、(1)から(3)までの開放性の要件を全て満たすものとする。</p> <p>(1) 階段の2面以上、かつ周長のおおむね2分の1以上が有効に外気に開放されていること。この場合、階段のみを支える柱等で小規模な柱は無いものとみなす。</p> <p>(2) 有効に外気に開放されているとは、隣地境界線(公園、水面等に接するものを除く。)から50センチメートル以上(L1)、かつ、同一敷地内の他の建築物又は当該建築物の部分(ドライエリアの擁壁等を含む。以下同じ)から1メートル以上(L2)の距離を確保すること。</p> <p>(3) 手すり壁(腰壁)の場合は、手すりの上部が高さ1.1メートル以上かつ天井高の2分の1以上有効に外気に開放されていること。</p> <p>2 床面積の算入・不算入については、上記(2)のL2の距離(同一敷地内の他の建築物又は当該建築物の部分からの距離)が2メートル以上であれば不算入、2メートル未満の場合は算入となる。詳しくは、別図パターン1、パターン2を参照のこと。</p>	
関連通達・資料	建築物の防火避難規定の解説 2016 37. 階段 建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例(2017年度版)1-7 面積の算定 昭和61年4月30日住指発第115号 床面積の算定方法について